

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条第5項（法第12条第6項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき利害関係人の意見を聴くため、公聴会を開催するので、次のとおり公告する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日 時 平成24年3月12日（月） 午前10時から（3（1）から（5）まで）  
午後1時から（3（6）及び（7））
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第22会議室
- 3 案 件
  - （1）鳥取県イノシシ保護管理計画（案）について
  - （2）鳥取県ニホンジカ保護管理計画（案）について
  - （3）イノシシ及びニホンジカの狩猟期間の延長について
  - （4）イノシシ及びニホンジカの猟法の禁止の解除について
  - （5）ニホンジカの1日当たりの捕獲数の制限の解除について
  - （6）鳥取県ツキノワグマ保護管理計画（案）について
  - （7）ツキノワグマの狩猟の禁止について